

凍結胚保存期限延長同意書

医療法人昴会 岡本クリニック 御中

私たちは、下記の内容を確認・了承の上、凍結胚の保存延長等の各事項について同意いたしましたので各自署名のうえ、本同意書を作成いたします。

- 1 「凍結胚の保存期限延長申請・廃棄申請方法」及び下記の注意事項を確認の上、凍結されている胚の保存期限の延長に同意すること
- 2 次回の保存期限の延長手続きについては、保険が適用される場合と自費負担となる場合があること
- 3 保存期限の延長手続きをしないまま凍結胚保存期限日を過ぎた場合は、保存継続の意思がないとして凍結胚が廃棄されること

年 月 日

(本人)

住所 〒

氏名 _____ 生年月日(S・H 年 月 日)

(電話番号: _____)

(夫・パートナー)

氏名 _____

(電話番号: _____)

記

- ・不測の事態（地震・風水害などの天災、火災、テロや犯罪の被害、凍結タンクの故障、その他）により、保存している胚を遺失する可能性があります。また、その事態が発生した場合、凍結までの治療費、凍結費用、延長費用などの返金はできません。
- ・本同意書作成後に離婚された場合もしくはいずれかが死亡された場合は、すみやかに当クリニックにご連絡いただくとともに、廃棄手続きをしていただく必要があります。
- ・保存期限延長の手続きを行っていただく時点で、女性の年齢が保険適用においては43歳、保険適用外においては生殖年齢（当クリニックでは50歳）を超えていた場合、延長の手続きはできません。
- ・当クリニックが閉院することとなった場合、原則として、凍結胚を他院へ移送する手続きをとらせていただきますが、移送先の施設選定や移送はご自身でしていただく必要があります。なお、移送後に起きたことに関しては、当クリニックは責任を負いかねます。
- ・当クリニックの責めによらず他院に移送することができない場合や、院長の死亡その他の原因によりやむを得ず当クリニックが閉院することとなった場合は、凍結胚を廃棄させていただくことがあります。